

# 岡崎市公用車EVカーシェアリング事業 実施方針

令和5年7月  
岡崎市



## 目次

1 事業概要 .....	1
2 事業区域 .....	1
3 事業の基本方針 .....	4
4 事業方式 .....	4
5 事業期間 .....	5
6 事業者の業務範囲 .....	5
7 事業者の費用負担 .....	6
8 事業者選定の募集及び選定方法に関する事項 .....	6
9 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	9
10 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	9
11 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 .....	9
12 その他本事業の実施に関し必要な事項 .....	10

# 岡崎市公用車EVカーシェアリング事業実施方針

## 1 事業概要

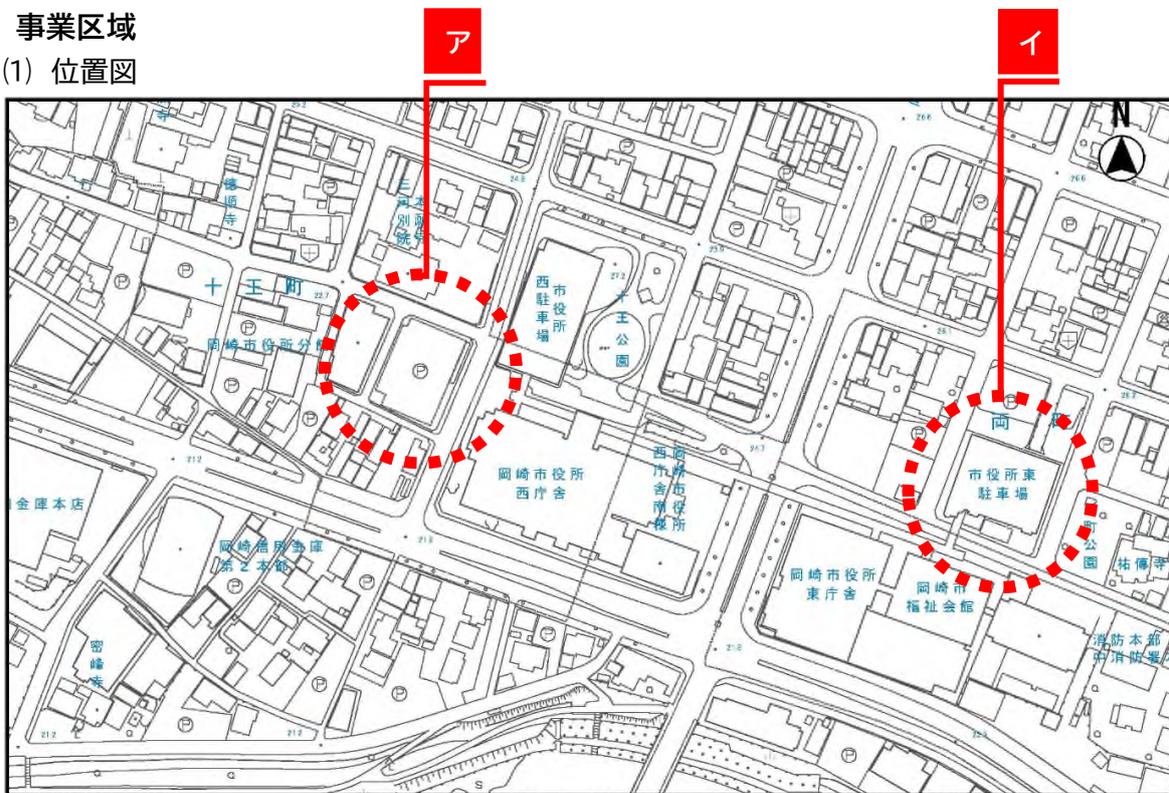
現在、本市の公用車のうちEV(電気自動車)やPHEV(プラグインハイブリッド自動車)、FCV(燃料電池自動車)といった電動車は約20台に留まっています。そこで、ガソリン車を地域の再生可能エネルギーを活用した電動車へ早期入れ替えを行うとともに太陽光発電設備を導入します。これにより、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、災害時のエネルギーセキュリティの向上を目指し、かつ、公用車として使用しない休日はカーシェアリング事業者が市民や観光客、周辺事業者といった需要家に対して貸し出すことで、市のみならず、市民や事業者のゼロカーボン・ドライブの実現へ繋がります。この事業によって、実際にEVに触れ、EVの使用感を体感してもらうことで、自らの導入促進へ繋がるのが期待されます。

なお、EVの導入は、運輸部門の脱炭素化に留まらない効果が期待されます。本市の中心市街地である乙川河川敷では、毎週週末になると様々なイベントが行われています。また、籠田公園においても、年間を通してイベントが開催されていますが、その主要な電源は、ガソリン等の化石燃料を使用した発電機となっています。そういったイベントにおいて、本事業で導入するEVを車載型蓄電池として活用することにより脱炭素化が加速することに加え、EVの稼働率向上による経済効果が期待でき、また、イベントでエネルギー源として利用される様子を、市民に直に見て体感してもらうことで、自家用車や社用車としてEVを導入する動機付けが期待されます。

本事業は、脱炭素の取組をきっかけに、地元経済・雇用への好循環の創出、公民連携による地域課題の解決を目指す事業提案を民間事業者から募集して実施するものです。

## 2 事業区域

### (1) 位置図



(2) 駐車場の現況

ア 岡崎市役所公用車車庫

	項目	概要
敷地条件	所在地	岡崎市十王町2丁目
	用途地域	商業地域
	防火地域	準防火地域
	敷地面積	1,375.54㎡
	建ぺい率	80%
	容積率	400%
	地域地区等	立地適正化計画 都市機能誘導区域(東岡崎駅周辺) 居住誘導重点区域
	土地の所有者	岡崎市
駐車場の諸元	建築面積	1,077.00㎡
	延床面積	2,100.00㎡
	構造	鉄骨造
	階数	2層3段(2階建)
	形式	自走式立体駐車場連続傾床型
	駐車台数	123台
	駐車場の所有者	岡崎市

イ 岡崎市役所東立体駐車場南側平面駐車場

	項目	概要
敷地条件	所在地	岡崎市両町1丁目
	用途地域	近隣商業地域
	防火地域	準防火地域
	敷地面積	約50㎡
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	地域地区等	立地適正化計画 都市機能誘導区域(東岡崎駅周辺) 居住誘導重点区域
	駐車台数	最大2台
	土地の所有者	岡崎市

### (3) 関連する計画等

#### ア 岡崎市総合政策指針

令和3年4月1日に施行された岡崎市総合政策指針においては、将来都市像を「一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」とし、コンパクト・プラス・ネットワークを都市のランドデザインのの一つとして位置付けています。

#### 【岡崎市総合政策指針(抜粋)】

##### 5 都市のランドデザイン

これまで本市は、ものづくり産業へ勤務する若年世帯の居住地やその生活を支える商業機能を中心としたサービス産業に携わる世帯への居住地を、主に周辺部における住宅開発や大規模な土地区画整理事業等により確保してきました。その結果、現在に至るまで市街地の拡大、人口の増加、高い出生率を維持することができました。また、近年は、主要駅周辺において、市民だけでなく来街者が暮らしの楽しみを実感できるエリアとして誘客資源の充実に向けた取組に着手し、その成果を得つつあります。

全国的には、平成20年(西暦2008年)以降人口減少期を迎えたことを背景に、人口減少局面にあっても持続可能なランドデザインへの転換が始まっていますが、本市においては今後も若年世帯による市街地周辺部での高い住宅需要が見込まれています。加えて、リニア中央新幹線の名古屋開通に伴い、名古屋駅周辺での大規模再開発が予定されており、そのオフィスビルや商業ビルに勤務する若年世帯の居住を誘導できる可能性を有しています。また、現在の恵まれた交通ネットワークに加え、更なる広域交通機能の充実を見据えた高度都市化が期待されます。

そこで、過去から現在、現在から未来への連続性を見通しながら、高齢化社会への対応や、しなやかで強靱な都市の実現を視野に入れ、基本指針で掲げた「人口ピークの上昇・先送りを見据えたランドデザイン」を設定します。

##### (3) コンパクト・プラス・ネットワーク

市域中心部と市域周辺部や、市内と周辺都市の交通ネットワークを見据えながら、通勤渋滞や休日渋滞の解消、高齢者の生活移動手段の確保、交通安全対策など、暮らしに直結する交通課題への対策と合わせ、公民連携して新技術の実装に取り組むことで、集約連携型都市の構築を図ります。

#### イ 岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和5年3月に改定した岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、基本目標①未来のまちづくりの基本的方向を構成する要素として持続可能な循環型の都市づくりを掲げており、環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO<sub>2</sub>の削減、生物の多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指しています。

#### ウ 岡崎市地球温暖化対策実行計画

##### (ア) 岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)重点プロジェクト

a 岡崎さくら電力を中心とした再生可能エネルギーをスマートに使いこなすプロジェクトでは、蓄電池の利活用の推進(EV含む)とエネルギーマネジメントシステムの導入の推進を掲げています。

b 市民の行動変容、再エネ導入促進プロジェクトでは、エコでスマートなライフスタイルへの転換の促進を掲げています。

c 交通環境の次世代化促進プロジェクトでは、公用車への次世代自動車の導入と次世代自動車の利用環境整備を掲げています。

d 公共施設の脱炭素化100%推進プロジェクトでは、公用車への次世代自動車の導入(再掲)と公共施設のZEB化の推進を掲げています。

(イ) 岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)重点目標

a 太陽光発電の最大限の導入では、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指しています。

b 電動車の導入では、本市の公用車については2030年度までに電動車の導入率を30%以上とすることを目指しています。

エ 岡崎市脱炭素先行地域計画

令和4年11月1日に採択された岡崎市脱炭素先行地域計画においては、ゼロカーボンシティの実現を目指す中で、脱炭素先行地域における民生部門の取組として、EV/PHEV/FCVを公用車へ導入し、休日でのカーシェアリングや民間事業者導入支援を行うとともに、グリーンスローモビリティやEV塵芥車を導入するなど先行地域内(乙川リバーフロント地区)における運輸部門の温室効果ガス排出削減を推進するとしています。

### 3 事業の基本方針

本事業は、先述の「岡崎市総合政策指針」、「岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岡崎市地球温暖化対策実行計画」及び「岡崎市脱炭素先行地域計画」の位置付けに基づき、以下のとおりとします。

(1) 脱炭素な生活様式への転換促進

市民・事業者の行動変容を促すきっかけづくりとなり、脱炭素先行地域から始まる市域の脱炭素ドミノに資する事業とします。

(2) 市の事務・事業による温室効果ガスの削減

市民・事業者に先んじて取組を率先垂範し、脱炭素社会の早期実現に資する事業とします。

(3) 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電等の有効利用及び災害時のエネルギーセキュリティ向上に資する事業とします。

(4) 地域経済の活性化

EVの稼働率向上及び地域企業との連携等により地域経済の更なる発展に資する事業とします。

(5) GX(グリーントランスフォーメーション)及びDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

資産の有効活用及び公民連携の推進により効率的な行政経営を行い、経済社会システム全体の変革に資する事業とします。

### 4 事業方式

本事業は公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、リース方式により電気自動車、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備を調達します。

本市は、事業者に対して岡崎市役所公用車車庫(以下、「公用車車庫」という。)の一部及び東立体駐車場南側平面駐車場(以下、「平面駐車場」という。)の一部を無償で提供し、事業者は公用車車庫には充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備を、平面駐車場には充電器を整備した上で、カーシェアリング事業の企画、運営、管理を行うものとしします。

## 5 事業期間

契約締結後から電気自動車、充電器、高圧受変電設備及び太陽光発電設備を順次導入し、導入からそれぞれ5年間(60カ月)の賃貸借を開始するものとし、一部の電気自動車及び充電器については令和6年3月31日までに、残りの設備等については令和7年12月31日までに賃貸借を開始することとします。なお、賃貸借を開始する時期は、可能な限り早期を目指すこととし、事業者及び本市の協議により決定することとします。

なお、本事業で賃貸借したものについては、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとします(自動車を除く。)

## 6 事業者の業務範囲

### (1) 電気自動車の調達・保守点検

電気自動車は軽乗用自動車30台、軽貨物自動車38台の合計68台調達します。軽貨物自動車38台のうち1台は普通自動車※への変更提案を可能とし、それを期待します。普通自動車への変更を提案する場合は市内の生産拠点で製造された製品の導入を期待します。

電気自動車を使用する上で必要な保守点検を実施します。

※普通自動車は、外部からの電力供給によって二次電池(蓄電池)に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指し、PHEV(プラグインハイブリッド車)も含むものとします。

### (2) 公用車車庫

公用車車庫内に本事業により調達する電気自動車のうちカーシェアリング事業を実施する電気自動車を除いた台数と同じ台数の充電器を設置します。

公用車車庫内に高圧受変電設備を設置し、低圧受電から高圧受電への切替工事を実施します。

公用車車庫屋上に太陽光発電設備を設置し、本事業により調達する電気自動車等へ電力を供給し、走行に必要な電力の一部をまかないます。

本事業により設置する充電器、高圧受変電設備(法定点検を除く。)及び太陽光発電設備を使用する上で必要な保守点検を実施します。

### (3) 平面駐車場

本事業により調達する電気自動車のうちカーシェアリング事業を実施する台数と同じ台数の充電器を設置します。

本事業により設置する充電器を使用する上で必要な保守点検を実施します。

カーシェアリング事業を実施していることが一目でわかる環境整備を実施します。

### (4) カーシェアリング事業運営業務

平面駐車場では、本事業により調達する電気自動車を活用してカーシェアリング事業を実施します。カーシェアリング事業を実施する電気自動車は1台以上2台以下として提案に委ねますが、多くの電気自動車を活用してカーシェアリング事業を実施することを期待します。

### (5) エネルギーマネジメントシステムの運用

本事業により調達する電気自動車等を活用してエネルギーマネジメントを実施します。

### (6) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり関連する関係法令(関連する施行令、規則、条例等を含む)等を遵守するものとします。

その他の詳細については、実施要領等で示します。

## 7 事業者の費用負担

本事業における事業者の費用負担は以下のとおりです

- (1) 事業者は、公用車車庫の充電器設置工事、高圧受変電設備工事及び太陽光発電設備工事（設計・施工等）を行い、これに要する費用を負担します。
- (2) 事業者は、平面駐車場の充電器設置工事（設計・施工等）を行い、これに要する費用を負担します。
- (3) 事業者は、車両調達、保守点検を行い、これに要する費用を負担します（電気代を除く。）
- (4) 事業者は、カーシェアリング事業の企画・運営、維持管理等を行い、これに要する費用を負担します。
- (5) 事業者は、締結した契約に従い、カーシェアリング事業により生じた利益の一部を本市に支払います。
- (6) その他、事業の提案及び実施に係る一切の費用を負担します。

## 8 事業者選定の募集及び選定方法に関する事項

### (1) 事業者選定の方法

事業者の選定方法については、整備能力、維持管理能力、運営能力等をあらかじめ示した基準に従って評価し、公平性及び透明性の確保に十分留意して、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式の競争性のある随意契約の活用により行います。

### (2) 選定の手順及びスケジュール(予定)

本事業における選定の手順及びスケジュールは、次のとおり予定しています。

項目	予定
実施方針の公表	令和5年7月11日(火)
実施方針に関する質問・意見の受付	令和5年7月11日(火)～ 令和5年7月19日(水)
対面对話の実施	令和5年7月24日(月)～ 令和5年7月28日(金)
実施方針に関する質問・意見への回答及び公表 対面对話結果の公表	～令和5年8月4日(金)
事業実施の公告、実施要領等の交付開始	令和5年8月18日(金)
実施要領等に関する質問の受付	令和5年8月18日(金)～ 令和5年8月30日(水)
質問への回答	～令和5年9月6日(水)
参加表明書及び資格確認書類の受付	令和5年9月11日(月)～ 令和5年9月15日(金)
参加資格確認結果及び提案書提出要請の通知	令和5年9月22日(金)
提案書の受付	令和5年10月2日(月)～ 令和5年10月10日(火)
プレゼンテーション審査	令和5年10月下旬
優先交渉権者の決定、選考結果の通知(予定)	令和5年10月下旬
優先交渉権者による現地調査	～令和5年11月下旬

契約内容についての詳細協議	～令和5年12月下旬
事業契約の締結	～令和6年1月上旬
電気自動車及び充電器の一部先行導入	～令和6年3月31日(日)
供用開始	～令和7年12月31日(火)

(3) 応募手続き等

ア 対面対話希望の受付

本市は、実施方針に対する質疑内容、意図を的確に本市に伝えたいと考える事業者、また、事業内容、事業スキーム等に対する意見並びに提案を行いたい事業者と意思疎通を図るため、下記のとおり対面対話を行います。

事業者選定前の対面対話により、本市と事業者の意思疎通を図り、よりの確な事業スキーム、仕様書の設定等につなげることを期待しています。そのため、質疑内容の明確化はもとより、事業者から自らの経験、知見等を発揮するために必要と考える事項について具体的な意見、提案を受けることを期待しています。

対面対話は、個別面談方式により意図を確認したい事業者に対し、日程調整の上、個別に対面対話を実施します。希望者は令和5年7月19日(水)午後5時までに、実施方針に関する対面対話申込書(様式第1号)を使用して、電子メールで提出してください。

(ア) 受付期間

令和5年7月11日(火)～令和5年7月19日(水) 午後5時まで

(イ) 提出方法

対面対話申込書(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出してください。

(ウ) 提出先

岡崎市総合政策部企画課

E-mail:kikaku@city.okazaki.lg.jp

イ 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に記載の内容に関する質問・意見の受付を下記のとおり行います。

(ア) 受付期間

令和5年7月11日(火)～令和5年7月19日(水) 午後5時まで

(イ) 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式第2号)に記入の上、電子メールで提出してください。なお、質疑の回答方法について、様式において「書面回答希望」と「対面対話希望」のどちらかを選択してください。

(ウ) 提出先

岡崎市総合政策部企画課

E-mail:kikaku@city.okazaki.lg.jp

ウ 対面対話の実施

対面対話を下記のとおり行います。

(ア) 実施期間

令和5年7月24日(月)～令和5年7月28日(金) 午後5時まで

なお、具体的な実施日、時間等の詳細については、別途、個別に通知します。

(イ) 実施項目

実施方針に関する質問・意見の受付に合わせて提出してください。

(ウ) 実施結果

対面対話の結果は、令和5年8月4日(金)までに公表する予定です。

本市は、対面対話の結果、事業内容、事業スキーム等の変更を行う場合は、実施方針の変更を行い、実施要領等において公表します。

エ 実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対面対話結果の公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答及び対面対話の結果について、書面による回答が可能なものについては、令和5年8月4日(金)までに本市のホームページにおいて公表します。ただし、提出者名は公表しません。

オ 実施要領の公表

実施方針に対する事業者からの意見及び質問回答を踏まえ、実施要領等を公表します。

カ 質問の受付

実施要領等の内容について質疑応答を行うものとし、具体的な日程、場所等については実施要領等で示します。

キ 参加表明書及び資格確認書類の受付

本事業の応募者には、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、代表企業に通知します。

ク 提案書の提出等

資格審査通過者に対し、実施要領等に基づき事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求めます。なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細については、実施要領等で示します。

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために学識経験者等で構成する審査委員会で行うものとし、事業者選定基準は実施要領とあわせて公表します。

審査委員会において、本事業の事業計画、設計・施工計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行います。

本市が設置する審査委員会は、次の委員により構成されます。

区分	氏名	所属・役職
委員	丸山 泰男	元愛知県環境部技監
委員	井料 美帆	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
委員	今成 潔	日本政策金融公庫岡崎支店長
委員	岩月 幹雄	岡崎商工会議所 専務理事
委員	戸谷 康彦	岡崎市総務部長

事業者が優先交渉権者及び次点交渉権者の選定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため又は他の事業者を不利にする目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

イ 事業者の選定

事業者の審査は、資格審査により事業者の備えるべき参加資格要件の具備の有無を確認し、提案審査により提案価格のほか、設計・施工及び運営等の提案内容、本市の仕様書との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価します。

(5) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、事業者へ通知するとともに本市ホームページ等で公表します。

(6) 応募に係る提出書類の取り扱い

ア 著作権

事業者から提出された提案書の著作権は、事業者へ帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとします。ただし、選定事業者から提出された提案書は、特に本市が必要と認める時には、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

なお、事業者から提出された提案書については返却しないこととし、開示請求があった場合は岡崎市情報公開条例に基づき取り扱います。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負うものとします。

また、これにより本市が損失又は損害を被った場合は、当該事業者は本市に対し当該損失又は損害を賠償しなければならないものとします。

(7) 現地調査の実施

優先交渉権者は、選定後速やかに本市立会いの下、現地調査を行うこととします。

(8) 優先交渉権者との契約の締結

現地調査の実施後、本市は、優先交渉権者と契約等の内容の詳細について協議し、契約の締結を行います。

万一、協議が調わなかった場合は、次点交渉権者と協議を行います。

**9 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

事業者が実施する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。

**10 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

本事業において締結する契約書の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、それぞれの契約書に規定する具体的な措置に従うこととします。

また、契約書に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

**11 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項**

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を講じることとします。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

契約書に規定する契約解除の条項に該当する事由が発生した場合、本市は契約を解除することができるものとします。

その場合、本市は事業者に対し、契約書に規定する違約金及び損害賠償金を請求できるものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は事業継続の可否について協議するものとします。

## 12 その他本事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

本事業に係る予算に関する議案は、令和5年12月定例会への提出を予定しています。予算が成立しなかった場合は、本事業を中止します。

### (2) 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用については、すべて事業者の負担とします。

### (3) 実施方針に関する問合せ先

岡崎市総合政策部企画課

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話:0564-23-6108

FAX:0564-23-6229

E-mail:kikaku@city.okazaki.lg.jp